

平成 29 年 2 月 20 日

## 産婦健康診査事業の内容について

日本産婦人科医会  
母子保健部会

平成 29 年 4 月以降、産婦健康診査事業として産後ケア事業を行う一部自治体において産後健康診査(産後 2 週間、産後 1 か月など 2 回まで)が公費補助される予定である。

そこで日本産婦人科医会として、産後の健康診査の内容についての具体例を提示する必要があると考え、以下のようにまとめた。

### 産後健康診査の目的:

- 母親の身体的な経過の確認を行うこと
- 母親の心理状態と対児感情を把握して必要に応じたケアを実施すること
- 児の発育の状況を把握すること
- 必要性に応じて育児支援体制(子育て包括支援センター、産後ケア事業、精神科、小児科などとの連携)を考慮すること

### 具体的な内容

- ① 問診(母子のおかれている環境、母親の睡眠の状態、母親の抑うつ不安と児に対する情緒的な絆についての心理状態の評価\*など)
- ② 母親の身体的な産後回復の確認(体重・血圧・尿蛋白・尿糖、子宮復古、悪露、乳房の状態の確認など)
- ③ 授乳を中心とした育児相談
- ④ 児の体重測定等による児の発育チェック(栄養状態)
- ⑤ 児の黄疸チェック
- ⑥ 母親の状況に応じたケア(理解と共感をもち傾聴)とその後の支援体制の検討

\* 評価にはエジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)や赤ちゃんへの気持ち質問票などが活用できる。

### 産後健康診査の実施者

産後健康診査は分娩を担った施設で行われるのが一般的であるため、産婦人科医療機関および助産院が上記の目的に合致した内容で行うのが妥当である。